

令和6年9月1日

## ◆◇ 運営規程 ◇◆

---

株式会社 福祉浩志会  
「特定施設入所者生活介護」  
「介護予防特定施設入所者生活介護」  
「短期利用特定施設入居者生活介護」  
介護付き有料老人ホーム太陽  
(岡山県指定 第3370204426号)

**第1条** 株式会社福祉浩志会が開設する特定施設入所者生活介護事業所及び介護予防特定施設入所者生活介護事業所「介護付き有料老人ホーム太陽」事業所（以下「事業所」という。）が実施する指定特定施設入所者生活介護及び介護予防指定特定施設入所者生活介護また短期利用特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

**第2条** 要介護状態又は要支援状態、経過的要介護状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定特定施設入所者生活介護及び介護予防指定特定施設入所者生活介護、また短期利用特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

**第3条** 指定特定施設入所者生活介護及び介護予防指定特定施設入所者生活介護、また短期利用特定施設入居者生活介護の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行う。

- 2 安定的かつ継続的な事業運営に努める。
- 3 指定特定施設入所者生活介護及び介護予防指定特定施設入所者生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 介護予防指定特定施設入所者生活介護の実施に当たっては心身機能の維持回復生活機能の維持又は向上を目指す。

（名称及び所在地）

**第4条** 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護付き有料老人ホーム 太陽
- (2) 所在地 岡山県倉敷市茶屋町695番地6

（従業者の職種、員数及び職務内容）

**第5条** 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（看護職員と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1人以上（介護職員と兼務）  
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 看護職員 看護職員 1人以上  
介護職員 介護職員 5人以上

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

また介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

(4) 計画作成担当者 介護支援専門員 1人（介護職員と兼務）

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

(5) 機能訓練指導員 1人（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するよう援助を行う。

（入所定員及び居室数）

第6条 指定特定施設の入所定員及び居室数は、次のとおりとする。

(1) 入所定員 15人

なお、従業者の員数の算定基礎とした利用者の数は、15人とする。

また短期利用特定施設入居者生活介護については空室があった場合に限り1名が利用できることとする。

(2) 居室数

個室 15室（介護専用居室）

（指定特定施設入所者生活介護及び指定介護予防指定特定施設入所者生活介護の内容）

第7条 指定特定施設入所者生活介護は、要支援者・要介護者を対象に、要介護者3人（又は要支援者10人）に1人の介護職員を配置し、夜間は夜勤とする。

（利用料その他の費用の額） ※月額/30日計算（日額）

第8条 指定特定施設入所者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定特定施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

(1) 居住費 月額 60,000円(2,000円)

[1ヶ月の利用料に満たないものは日割り計算とする]

(2) 管理費〔共有スペース、維持費等〕 15,000円(500円/日)

(3) 食費 45,000円(1,500円/日)

(4) 電気製品の持込 (50円/台) 共同アンテナ(1,000円/台)

(5) 理美容代 実費

(6) おむつ代 実費

(7) 日常生活品費 実費

(8) 洗濯設備使用料 (100円/1回)

(9) 第2項から第7項までの費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名）

を受けるものとする。

- (10) 保証金（退去時に居室の原状回復費用を除き全額返金するもの） 150,000 円
- (11) 短期利用特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定特定施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。
- (12) 短期利用特定施設入居者生活介護の居住費の額は、日額2,000円とする。

(利用者が介護居室に移る場合の条件及び手続き)

第9条 介護居室は、より適切な指定特定施設入所者生活介護及び介護予防指定特定施設入所者生活介護、また短期利用特定施設入居者生活介護を提供するための部屋であり、次のような状態の場合に介護居室への入居を行うこととする。

- (1) 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見として介護居室への入居に関する記載がある場合
- (2) 主治医又は協力病院等が医学的な判断により、介護居室への入居が必要と判断した場合
- (3) その他利用者の心身の状況により、管理者が介護居室への入居を必要と判断した場合

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所及び指定特定施設入所者生活介護、また短期利用特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。

- 2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。
- 3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。
- 4 利用者は施設内において、喫煙・飲酒及びペット等の飼育を禁止する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定特定施設入所者生活介護及び介護予防指定特定施設入所者生活介護、また短期利用特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。また、利用者の指定される緊急時連絡先に報告する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備

- (3) 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

(秘密保持等)

第 13 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 14 条 管理者は、提供した指定特定施設入所者生活介護及び介護予防指定特定施設入所者生活介護、また短期利用特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 15 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(身体拘束防止に関する措置)

第 16 条

- (1) サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う場合には、入所者本人及び家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。
- (3) やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (4) やむを得ず身体拘束を行う場合であっても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
  - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は指定通所介護及び第1号通所事業の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

- 第18条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（ハラスメント対策の強化に関する事項）

- 第19条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（業務継続計画の策定等）

- 第20条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護及び第1号通所事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
  - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営についての留意事項）

- 第21条 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用時
  - (2) 継続研修 必要に応じて隨時行うものとする
  - (3) 事業所は、この事業を行うため、特定施設サービス計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。
  - (4) この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社福祉浩志会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

平成 19 年 11 月 30 日 改定（介護予防指定特定施設入所者生活介護追加について）

平成 22 年 4 月 1 日 改定（定員について）

平成 22 年 10 月 10 日 改定（介護予防指定特定施設入所者生活介護追加等について）

平成 22 年 10 月 28 日 改定（介護予防指定特定施設入所者生活介護の運営方針の追加）

平成 25 年 5 月 1 日 改定（短期利用特定施設入居者生活介護の項目追加）

令和 1 年 8 月 9 日 改定（第 5 条 従業者の数について）

令和 1 年 8 月 9 日 改定（第 8 条 利用料の負担割合に

令和 6 年 4 月 1 日 改定（17 条 虐待防止に関する事項）

（18 条 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置）

（19 条 ハラスメント対策の強化に関する事項）

（20 条 業務継続計画の策定等）

（21 条 条項変更）

令和 6 年 4 月 1 日 改定（実地指導による誤字の訂正）